

## パブリックコメント

### 市民意見を募集

市では、市民参加のまちづくりを推進するため、「名寄市パブリック・コメント手続条例」に基づき、次の素案を公表します。皆さまのご意見をお寄せください。

### 名寄市生きるを支える自殺対策計画（素案）

#### ◆計画案の概要など

市では、健康増進計画（健康なよる21）の「こころの健康」の項目において自殺対策に係る施策を進めてきましたが、改正自殺対策基本法および自殺総合対策大綱に基づき、新たに「名寄市生きるを支える自殺対策計画」を策定することとなりました。市において自殺に関する情報収集や現状分析を通じて、市民一人ひとりが自殺を身近な問題として認識し、かけがえのない命の大切さを考え、ともに支え合う地域社会の実現のため、自殺対策を総合的に推進する計画として策定します。

#### ◆担当

保健センター

☎ 01654-21486

#### 公表の方法

#### ◆名寄市ホームページでの閲覧

URL <http://www.city.nayoro.lg.jp/>  
トップページ→お役立ち→パブリックコメント

#### ◆指定場所での閲覧

- ① 保健センター
- ② ふうれん健康センター
- ③ 市役所（名寄庁舎、風連庁舎、智恵文支所）
- ④ 図書館（名寄本館・風連分室）
- ⑤ 北国博物館
- ⑥ 市立大学の情報公開コーナー
- ⑦ 市民文化センター
- ⑧ ふうれん地域交流センター
- ⑨ 駅前交流プラザ「よるーな」
- ⑩ 総合福祉センター

#### 意見の提出

#### ◆提出方法

指定場所に備え付けの「意見提出用紙」に住所、氏名を明記し、持参または郵送・ファックス・電子メールで提出。

※「意見提出用紙」は市ホームページからもダウンロードできます。

#### ◆提出期限

2月27日（水）

#### ◆提出先

持参・郵送

〒096-0032

名寄市西2条北5丁目

名寄市保健センター

#### ◆ファックス

FAX 01654-21486

#### ◆電子メール

☒ [ny-publi@city.nayoro.lg.jp](mailto:ny-publi@city.nayoro.lg.jp)

# 空き家を適切に管理しましょう

## 空き家の放置は危険です！

家屋は人が住まなくなり、手入れがされていないと時間の経過と共に破損が進み、雪の重みで倒壊したり、屋根からの大量落雪により事故が発生する場合があります。定期的な点検や手入れを行うことで資産価値が大きく下がるのを防げるので、売却や賃貸をする場合にも有効です。空き家の適正管理と有効活用をお願いします。



## 空き家を放置していると…

空き家が管理されない状態で放置されると、景観や治安の悪化など隣近所や地域一帯に影響を与えてしまいます。また、屋根からの落雪や強風で家の部材が飛んだりなど、直接他人に損害を与えてしまい思わぬ法的責任を追究されたり、損害賠償などの支払いに発展する例もあります。



### 例) 外壁材などの落下による死亡事故

空き家から外壁材が落下し、近くで遊んでいた小学6年生の男児が死亡。

→ 損害賠償金5,630万円

出典：（公財）日本住宅総合センター「空き家発生による外部不経済の実態と損害額の試算に係る調査」

## 土地や建物の相続を放棄したので関係ない？

相続を放棄しても、土地や建物（空き家等）の管理責任は消滅しません。（民法第940条）もしもトタンが剥がれて飛んだなど、空き家が原因で第三者に被害が及ぶと、損害賠償責任が問われる可能性があります。

## 資産価値があるうちに有効活用しましょう

市では「空家バンク」を開設し、空き家や空き地の情報提供を行っています。

空家バンクに登録できる土地建物は一定の条件があるので、市と協定を結んだ次の宅地建物取引業者に仲介を依頼しましょう。

### 空家バンク協定締結宅地建物取引業者

登録業者	住所	電話番号
株式会社倉澤組	西4南9	☎01654②2338
なよろ不動産株式会社	東4北2	☎01654⑧7236
株式会社いとう	西1南4	☎01654②2345

※市が売買や賃貸借契約を行うものではありません。

## 「空家バンク」の詳細はホームページをご覧ください

トップページ → 目的別に探す → 空家バンク 移住・定住 → 名寄市空家バンクを開設しました

## 問い合わせ

環境生活課環境・生活安全係（名寄庁舎1階）

☎01654③2111（内線3126） FAX 01654④0111